

2月3日(日)は 愛知県知事・安城市長選挙の 投票日です

問▶市選挙管理委員会(行政課内)
(☎<71>2208)

まずは候補者を知ろう

選挙は私達が政治に参加する大切な場です。選挙公報、政見放送、インターネット等を参考に投票する人を選びましょう。

●**選挙公報** 候補者の氏名・経歴・政見等を掲載

**選挙公報は、新聞折り込み
又は各家庭の郵便受け等に
直接入れる方法によりお届け
します**

※県知事選挙の公報は投票日の一週間程度前まで、市長選挙の公報は投票日の前日までにお届けします。

今回投票できる人は

平成13年2月4日以前に生まれた日本国籍を有する人で、次の住所要件に該当する人が投票できます。

●**県知事選挙の住所要件**

◆**安城市に住民票がある人**

①平成30年10月26日以前から投票日(又は期日前投票をする日)まで引き続き安城市に住民票がある人は、安城市で投票できます

②平成30年10月27日以降に安城市へ

転入届を提出した人で、それ以前から県内の市町村に住民票があった人は、旧住所地で投票できる場合があります。旧住所地の選挙管理委員会に問い合わせてください

◆**県内の他市町村に転出した人**

安城市の選挙人名簿(※)に登録されていて、かつ転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は、安城市で県知事選挙のみ投票できます。

(※)公職選挙法に基づき、選挙管理委員会が住民基本台帳に載っている人の中から資格のある人を調べて登録します。住民基本台帳に載っていない人は、選挙人名簿に登録されないため投票できません。

●**市長選挙の住所要件** 平成30年10月26日以前から投票日(又は期日前投票をする日)まで引き続き安城市に住民票がある人が投票できます。

安城市から転出した人は市長選挙は投票できません

入場券は郵送します

入場券は、投票日の3日程度前までに届くよう郵送します。住民票上の同一世帯全員分を封筒に入れて世帯主宛てに送ります。自分の入場券を持って投票所へお出かけください。

また、入場券の裏面には、期日前投票に必要な宣誓書を印刷しています。

投票日当日は 入場券に記載の投票所で

2月3日(日)の投票所は、入場券に記載されています。それ以外の投票所では投票できません。入場券をよく確かめてお出かけください。

※市内で転居した人で、平成31年1月5日以降に転居届を提出した人は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

投票時間は 午前7時〜午後8時

2月3日(日)の投票時間は、午前7時から午後8時までです。時間内に入場券を持ってお出かけください。万一、入場券が届かなかつたり、なくしたりした場合でも、投票所にある選挙人名簿と照合し、確認ができれば投票できます。投票所の受付に申し出てください。

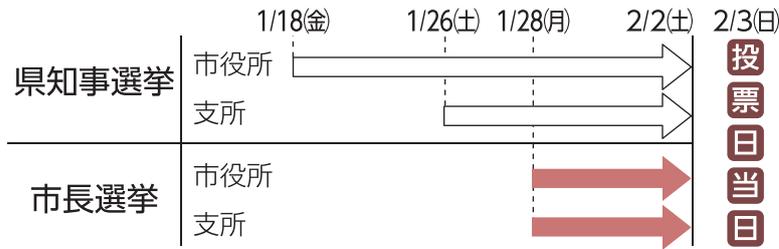
期日前投票はお早めに

2月3日(日)に投票所に出かけることができないと見込まれる人は、期日前投票ができます。最終日の2月2日(土)は大変混み合いますので、期日前投票をする場合は早めにお出かけください。

■期日前投票のできる場所

市役所(北庁舎7階)・明祥支所・桜井支所・北部支所
 ※期日前投票は、お住まいの地域にかかわらず、いずれの場所でも投票できます。

■期日前投票のできる期間(土曜日・日曜日でもできます)



※期日前投票期間中の投票時間は午前8時30分から午後8時まで。
 ※入場券が届いている場合は、裏面の宣誓書に必要な事項を記入し、持参してください。届いていない場合も選挙人名簿と照合し、確認ができれば、投票所にある宣誓書に記入し、投票できます。
 ※投票日当日は18歳になっているが期日前投票を行おうとする日にまだ18歳になっていない人は、期日前投票所で不在者投票をしていただきます。

こんな投票もできます

●代理投票 手にけがをしたり、目が不自由等の理由で字が書けない場合は、投票所の係員が代筆します。受付に申し出てください。秘密は固く守られます

●点字投票 目の不自由な人で点字を使うことができる人は点字投票ができます。受付に申し出てください
 ●入院中や老人ホーム等に入所中の人の不在者投票 病院・老人保健施設・老人ホームに入院中又は入所中の人は、施設で不在者投票ができる場合があります。入院・入所してい

る施設に早めに問い合わせてください
 ●体の不自由な人の郵便等による不在者投票 一定程度の障害等級の人の要介護状態区分が「5」の人は、郵便等を利用して自宅等で投票できますが、市選挙管理委員会(市役所北庁舎7階)に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。市選挙管理委員会に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を持参してください。申請書を受領後、同証明書を送ります。同証明書を添えて、1月30日(水)午後5時までに、市選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください
 ●市外に滞在中の人の不在者投票 選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に申請すれば、滞在中の市町村の選挙管理委員会では不在者投票ができません。ただし、郵送で書類をやりとりするため時間がかかります。希望する人は早めに申請してください

こんな投票は無効です

次の投票はいずれも無効です。
 ●県知事選挙の投票用紙と市長選挙の投票用紙を間違えて書いたもの
 ●候補者でない人の氏名を書いたもの

●2人以上の候補者の氏名を書いたもの
 ●候補者の氏名以外のことを書いたもの
 ●どの候補者に投票したか分からないもの

投票所になっている公民館等は休館します

次の施設は投票所になるため、2月3日(日)は臨時休館します。

●臨時休館する施設 桜井公民館・桜井児童センター、西部公民館、安祥公民館、東部公民館、明祥公民館、明祥児童センター(芸能発表会は多目的ホールで開催)、二本木公民館・二本木児童センター、中部公民館・中部児童センター、昭林公民館(ホール・音楽室のみ開館)、安祥閣、市民交流センター

開票は市体育館で

投票日の午後9時10分から市体育館で行います。自由に参観できます。※市HPに、投票速報の掲載します。